



## 秋の全国交通安全運動

- 運動期間 令和2年9月21日（月）から9月30日（水）
- 運動重点
- 1 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
  - 2 高齢運転者等の安全運転の励行
  - 3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

●自転車乗用中の死亡事故が増加しています。自転車利用者は、「自転車は車の仲間」であることを理解し、「**自転車安全利用五則**」を遵守して、安全運転に努めましょう。

### ◆自転車安全利用五則◆

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



### STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の厳格化に伴って、あおり運転の被害者が増えています。あおり運転は、被害者の安全を脅かすだけでなく、交通事故の原因にもなります。あおり運転を防止するため、あおり運転の被害を受けた場合は、以下の通り罰則が厳格化されています。

**1 あおり運転（交際の危険のおそれ）**  
あおり運転の被害を受けた場合は、あおり運転の被害を受けたことにより、被害者の安全を脅かすおそれがあるとして、あおり運転を行った者に対して、罰金10万円、3年以下の懲役、50万円以下の罰金、違反点数25点、免許取消し（2年間）の罰則が科せられます。

**2 妨害運転（新しい交通の危険）**  
あおり運転を防止するため、あおり運転の被害を受けた場合は、あおり運転の被害を受けたことにより、被害者の安全を脅かすおそれがあるとして、あおり運転を行った者に対して、罰金10万円、5年以下の懲役、100万円以下の罰金、違反点数35点、免許取消し（2年間）の罰則が科せられます。

あおり運転防止のため、あおり運転の被害を受けた場合は、あおり運転の被害を受けたことにより、被害者の安全を脅かすおそれがあるとして、あおり運転を行った者に対して、罰金10万円、3年以下の懲役、50万円以下の罰金、違反点数25点、免許取消し（2年間）の罰則が科せられます。

### ●妨害運転罪の創設

- 妨害運転等を受けるなどした場合は、サービスエリア、パーキングエリア等、交通事故に遭わない場所に避難した上で、社外に出ることなく110番通報しましょう。
- 運転者は自分本位の運転をするのではなく、相手に対する「思いやり・ゆすり合い」の気持ちを持った運転をしましょう。
- ドライブレコーダーを装備することは、他の車両からの妨害運転等の悪質・危険な運転行為の抑止に一定の効果が見込まれますので、自身及び同乗者のを守ることに繋がります。

## カード手交の「預貯金詐欺」による高額被害が多発!

### ○こんな手口です

自宅電話に、家電量販店や警察官をかたる者から、  
 「あなたのカードを使って商品が購入されています。」  
 「カードが不正利用されているので警察に通報します。」  
 「キャッシュカードと通帳を交換しないといけません。」  
 「交換手続きに必要なので暗証番号を教えてください。」  
 「職員が自宅に取りに行くので、カードを封筒に入れて渡してください。」  
 と言われ、電話中や直後に自宅を訪ねてきた者に、キャッシュカードを手渡してしまい、お金を引き出されたもの。



### ○防犯ポイント

#### ①在宅中も常時留守番電話設定

- 電話で会話しないことが一番の防犯対策です。
- 相手と用件を確認してから、必要に応じて折り返すようにしましょう。

#### ②ATMでの利用限度額の引き下げ設定

- ATMによる一日の現金引き出し及び振込限度額を、生活に必要な範囲内の金額に設定しておきましょう。
- 万が一にも、犯人にカード等を手渡してしまった場合に、被害額の拡大防止に繋がります。（利用限度額の引き下げ設定をしていなかったため、数日にわたりATMから現金引き出しや他口座への振込がなされ、被害に気づいた時には、被害額が1千万円以上に及んでいた事例も発生しています。）